

平成29年5月8日

文化庁長官官房著作権課長 様

長崎県教育委員会
教育長 池松 誠二

教育情報化の推進のための著作権制度の在り方について（回答）

当教育委員会としましては、今後ICT活用教育を推進していく上で、著作権処理に係る事務負担を軽減することは重要な課題であると考えています。その点、平成29年4月にとりまとめられた「文化審議会著作権分科会報告書」の内容は、ICT活用教育に関わる様々な公衆送信行為について広く許諾を不要とすることを提言するものであり、教育現場の著作権処理に係る事務負担の大幅な軽減につながることを期待されます。

また、権利制限規定の整備に伴い導入される補償金の範囲については、現在、無償とされている部分について、現行制度を維持する方向性を示されていることについては評価をしております。一方、ICT活用教育に関わる公衆送信行為について有償とすることについては、著作権に対する国際的な情勢や著作者等の権利を保護するという点を勘案すると、「文化審議会著作権分科会報告書」の内容でやむを得ないものと考えております。

平成29年4月25日に規制改革推進会議から「遠隔教育の推進に関する意見」が公表されていますが、当委員会としては、教育の情報化の推進に向けて、「文化審議会著作権分科会報告書」の内容に沿ってすみやかに法改正が実現されることを望んでいます。

なお、長崎県では、離島が多く、小規模な学校が点在していることから、そうした地域間における教育格差を是正するために遠隔教育が重要な役割を果たしており、また、その規模は比較的小規模です。補償金制度の運用に当たっては、このような遠隔教育の目的や教育現場における著作物の利用実態といった地域ごとの事情も踏まえた適切な運用がなされるよう、格別の配慮をお願いいたします。

(参考)

平成29年5月2日

長崎県教育委員会 御中

教育情報化の推進のための著作権制度の在り方について（依頼）

文化庁長官官房著作権課

文化審議会著作権分科会では、ICTを活用した教育を促進するための著作権制度の在り方等に関する検討を平成26年度より開始し、その検討結果を平成29年4月に「文化審議会著作権分科会報告書」としてとりまとめるにいたしました。文化審議会では教育機関における著作物利用の円滑化と権利者の正当な利益の保護とのバランスに留意して検討を行った結果、同報告書においては、学校等の非営利教育機関の授業の過程における著作物の公衆送信行為のうち現行法第35条第2項の対象となっていない行為を広く権利制限の対象とすることとしつつ、新たに権利制限の対象とする公衆送信行為に限って補償金請求権を付与すべきことを提言しました。

一方、内閣府の規制改革推進会議では現在「遠隔教育」について検討を行っており、平成29年4月25日に「遠隔教育の推進に関する意見」を公表しました。同意見は遠隔教育を巡る著作権法の上の課題の解決についても言及しているところですが、その内容には、第35条における公衆送信に係る権利制限規定の拡大に伴う補償金請求権の付与を著作権分科会報告書が求める範囲よりも狭い範囲に限定すべき旨が含まれています。

このように文化審議会の報告と規制改革推進会議の意見の内容の一部異なるところがあることから、当課としては、今後の政策の立案及び実施を行っていく上で参考とするため、当事者である教育関係者の御意見の把握を行いたいと考えています。

そこで、遠隔教育の推進に精力的に取り組まれている貴委員会において、上記のような政府の動向も踏まえ、ICT活用教育における著作物利用の円滑化に向けてどのような著作権制度上の措置を講じていくことが妥当であると考えているのか、御意見をお聞かせいただきたく思います。